

TRACEABILITY 食品トレーサビリティに 取り組みましょう！

トレーサビリティとは、
食品の移動を
把握できることです。



生産者



製造・加工
業者

消費者



外食・中食
業者



みんながつながって
いると安心。



卸売業者

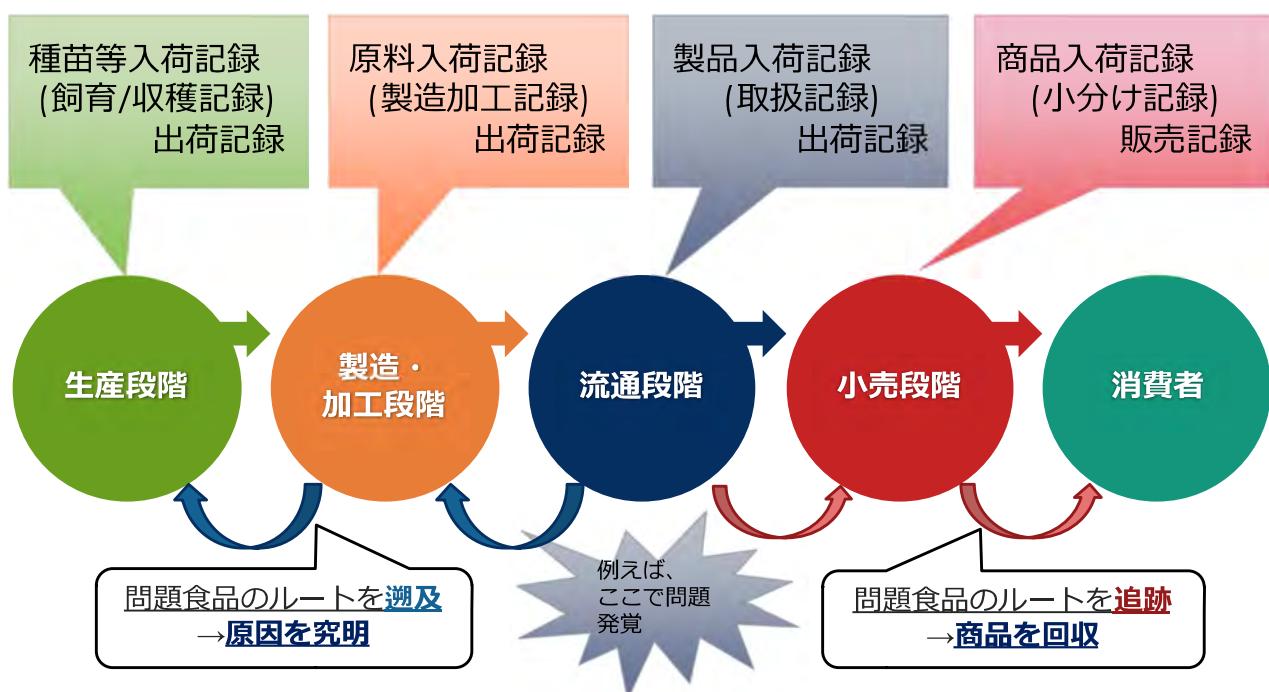
小売業者



食品トレーサビリティって何ですか？

食品トレーサビリティとは、 「食品の移動を把握できること」

各事業者が食品を取り扱ったときの記録を作成して残しておくことで、食品事故等の問題が生じた際に、問題のある食品がどこから来たかを調べたり（**追溯**）、どこに行ったかを調べたり（**追跡**）することができるから、**原因究明や商品回収等を円滑に行う**ことが可能になります。



事例 1：製造業者の場合

自社の製品で食中毒が発生。
問題のあった製品原料の入荷記録に
不備があり、原料の供給経路が特定できず
原因の究明が遅れたため、**社会的
信用が失墜し、顧客を失った。**

問題のあった製品の原料の入荷日や
入荷先を特定し、原料の供給経路を
遡って調査することにより、**円滑な
原因究明**が行えます。

早期に製造を再開することが可能
になり、**顧客や消費者からの信頼を
維持**することにつながります。

トレーサビリティに
取り組んでいたら…

事例 2：卸売業者の場合

メーカーから「〇月〇日に出荷した
商品を回収して欲しい！」と依頼が
あったが、出荷先が特定できなかつた
ため、**大規模な回収に発展**した。

問題のある商品の範囲を絞った迅速
な回収が可能になり、**消費者の健康被
害の拡大を防ぐ**とともに、**事業者の経
済的損害を抑える**ことができます。

具体的に何をすればいいのですか？

食品の移動を把握するために、
記録を作成し、保存しましょう

基礎となる取組は、「入荷の記録」と「出荷の記録」の作成・保存です。

入荷先
事業者

- 当該事業者
入荷の記録
1. いつ
2. どこから
3. 何を
4. どれだけ

- 出荷の記録
1. いつ
2. どこへ
3. 何を
4. どれだけ

出荷先
事業者

これにより、入荷先や出荷先を確実に特定することができます。

※基礎トレーサビリティといいます

より高度なトレーサビリティの取組は、

「入荷品(原料)と出荷品(製品)を対応づける記録」の作成・保存です。

入荷先
事業者
A

入荷先
事業者
B

当該事業者

原料a
原料b

製品A
(b)

製品B
(a+b)

出荷先
事業者
A

出荷先
事業者
B

これにより、問題のある原料や製品を特定しやすくなります。

※内部トレーサビリティといいます

記録の保存方法を決めましょう。

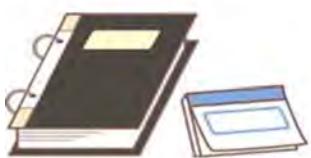
問題が生じた際に、直ちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。

紙媒体

電子媒体

伝票の控え

レシートの控え



伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、
入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。
日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

農林水産省の取組

失敗しない！加工食品の原材料表示

中小規模の食品事業者を対象に製造工程における、トレーサビリティと原材料表示の注意すべきポイントを解説



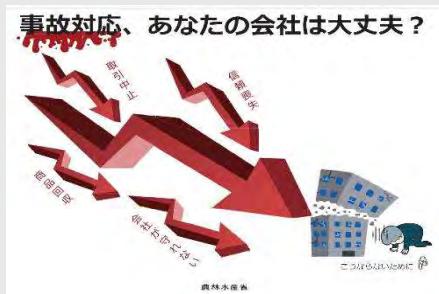
プラスワンのモデル

HACCPに沿った衛生管理とトレーサビリティの記録モデル



事故対応 あなたの会社は大丈夫？

トレーサビリティの対応モデルや事故が発生した場合のケーススタディを解説



食品事業者用 ケーススタディ

事例も用いた商品回収におけるポイントを解説



食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

トレーサビリティの意味や効果、業種ごとに段階的な取組の進め方などを解説

総論、取組手法編、農業編、畜産業編、漁業編、製造・加工業編、卸売業編、小売業編、外食・中食業編 計9冊



他

※上記の資料は農林水産省HP（食品トレーサビリティのサイト）に掲載されています。
<http://www.maff.go.jp/j/syowan/seisaku/trace/index.html>

●お問い合わせ先

地域	担当部署	電話番号	地域	担当部署	電話番号
農林水産省	消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5716	東海	東海農政局 消費生活課	052-223-4651
北海道	北海道農政事務所 消費生活課	011-330-8813	近畿	近畿農政局 消費生活課	075-414-9771
東北	東北農政局 消費生活課	022-221-6095	中四国	中国四国農政局 消費生活課	086-224-9428
関東	関東農政局 消費生活課	048-740-0357	九州	九州農政局 消費生活課	096-300-6126
北陸	北陸農政局 消費生活課	076-232-4227	沖縄	沖縄総合事務局 消費・安全課	098-866-1672

